

広島県告示第百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 スマイル博愛クリニック	呉市中央二丁目六番一三号	平成二〇年二月一日
のだ医院	東広島市西条中央三丁目五番六号	平成二〇年二月一日
みやわき耳鼻咽喉科クリニック	東広島市西条本町二番二号 木阪ビル二F	平成二〇年二月六日
加藤耳鼻咽喉科	東広島市高屋町杵原一三三五番二号	平成二〇年二月一日
友安歯科診療所	東広島市高屋町白市一〇四六番二号	平成一九年二月一日
ヴィラ歯科	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	平成二〇年二月一日
栄町薬局 広店	呉市広古新開二丁目一五番二二号	平成二〇年二月一日
あおい薬局株式会社	三原市宮沖二丁目六番一七号	平成二〇年二月一日
サンキ・ウエルビー訪問看護ステーション呉	呉市焼山中央二丁目一番一五号	平成一九年二月一日
三次地区医師会「訪問看護ステーション」スクラム	三次市粟屋町柳迫一六四九番一号 介護老人保健施設あさぎり内	平成二〇年二月一日
訪問看護ステーションゆうあい	大竹市玖波四丁目八番八号	平成一九年五月一日